

2007年9月17日

埼玉県知事 上田清司様

嵐山町 大気と水と大地の会
弥永健一
町議会議員 岡野璃恵子
同 渋谷登美子

再 申 入 書

2007/8/17 付けの申入書に対する平成 19 年 9 月 3 日付けのご回答、ありがとうございました。ご回答書には、ホンダ寄居新工場稼働時に国道 254 バイパス沿いのひばりヶ丘団地前における新工場関連車両による平日の交通量増加は 11,070 台/日であり、その結果予測される大気汚染物質の濃度は環境基準等を満たすとする評価書の結果が引用されています。また、埼玉県環境影響評価条例の関係地域設定についての定めは環境影響評価法と整合性がとれている適法なものであるとのご指摘もあります。残念ながら、私たちは回答書の内容に納得できず、また、新たに懸念材料も出てきましたので、再度申し入れます。

記

- 1) 評価書概要版(21 ページ)にある、車両台数の資料によって計算したところ、寄居新工場と嵐山町平沢地区を結ぶ国道 254 バイパスを通過する、新工場関係車両台数は一日当たり 11,148 台となります。更に、小川町に建設中のホンダエンジン工場関係車両台数は一日当たり 1,420 台になると予測され、両者を足しあわせると 12,568 台となりますが、これは現在平沢地区の国道 254 バイパスを 7am~7pm の間に通過するとされる 16,721 台の約 1.8 倍になります。これによる環境影響評価は平沢地区などにおいて具体的に行われる必要があります。また、仮にその結果、起こりえる大気汚染が環境基準等を満たしているとしても、それがどの程度のものであるか、関係住民には知らされるべきであり、また基準を満たしていることから健康被害がないとはいえません。
- 2) 寄居新工場と小川町新工場は事業内容からしても、距離関係から見ても一体のものです。また、現在建設中の小川エンジン工場面積は 19.5 ヘクタールで、環境アセスメントが必要な 20 ヘクタールに僅かに足らず、このためにアセスメントなしで進行していますが、この工場を含め、小川町同地区には合計 47 ヘクタールの関連工場等施設が計画されています。寄居工場の面積は 97.84 ヘクタールと広大で、通例のゴルフ場と同程度の広さですが、これと小川工場をあわせると約 145 ヘクタールになります。本来はこの 145 ヘクタールにわたる事業計画が一つのものとして、アセスメントの対象とされるべきであり、その場合には、県条例によっても嵐山町は関係地域に含まれます。
- 3) また、本事業によって発生するとされる通過車両の増大は膨大なものであり、それによる

環境影響にも重大なものがあり得るので、評価書にもそれについて特記し、ご回答書にもあるようにひばりヶ丘団地前では、具体的な評価がなされています。しかし、この通過車両による影響は、工場から半径 3 キロメートル以内の地区にとどまらず、車両台数が特に大量になると想定される地域に等しく及びます。嵐山町平沢地区を含むそのような地区については、ひばりヶ丘団地前と同様に影響の評価がなされるべきであり、それを同団地前地点についてのみ行っていることは、不平等です。このことから見ても、環境影響評価関係地域を工場から半径 3 キロメートル以内の地区に限っている県条例は、準備書作成段階での調査等に基づき関係地域を当初のもの以外にも追加できるとする法の趣旨に反します。

- 4) 評価書には地震の活断層と工場との位置関係などについての記載が不十分であり、また、武力攻撃などの非常時における有害・危険物資に係わる評価は欠落しています。プラスチックや塗料、溶剤等が炎上するならば、その影響は遠距離の地域にまで及ぶおそれがあり、中越地震の際に見られた原子力発電所の事故のことを踏まえ、そのような地域をも関係地域に含めて必要な評価を行い、非常時における対処法について、同地域住民に対する説明などがなされるべきです。
- 5) 概要版(113 ページ)には寄居新工場稼働時に発生する温室効果ガスは年間 147,249tCO₂ になると書かれ、また、工場建設のために樹木など 78.93 ヘクタールを伐採し植樹 9.53 ヘクタールによる効果を差し引くと、伐採による温室効果ガス吸収量低下は年間 1,426tCO₂ になると記されています。自動車交通による影響については、平均走行距離についての記載がないのでわかりませんが、仮にそれを 50 キロメートルとすると、同ガス発生量は年間約 2,158tCO₂ になると計算されます。これらを加算すると寄居新工場稼働によって発生するガスは年間約 15 万トンとなり、ゴルフ場を 100 箇所造成するものと同程度の CO₂ 増加が見込まれます。これはドラム缶 31 万本のガソリンを燃やすことに相当します。温室効果ガス発生によって深刻な気候変動や自然破壊、生活破壊が起りつつあることは否定のしようもなく、かろうじて残っている樹林地帯を伐採し、巨大な CO₂ 発生源に替えることは、もうこのへんで止めるべきです。

以上のことを踏まえ、以下申し入れます：

小川新工場と寄居新工場を一体のものとして捉え、あらためて嵐山町を含め環境影響評価を行うこと。

県条例が適法であるとの具体的な根拠を示してください。

非常時における工場施設内の有害・危険物質に係わる被害の影響についての評価をするように事業者へ指導していただきたい。

工場稼働及び自動車通勤などによる温室効果ガス発生を削減することを、具体的な数値目標を示し、事業許可の条件のひとつとしていただきたい。

本再申入書について 10 月 1 日以降にご都合の付く日時にお会いしたいので、その際に文書でご回答下さい。